

能登半島地震に伴う土地境界問題対策プロジェクトチーム (第2回)

令和7年6月27日(金) 16:00~17:30
石川県庁1002会議室

議事次第

1. 開 会

2. 議 事

①第1回プロジェクトチームの概要等

- ・第1回プロジェクトチーム議事概要 【資料1】

②土地境界確定手法関係

- ・液状化現象が生じた場合における筆界の考え方について 【資料2-1】
- ・土地境界の早期確定について 【資料2-2】
- ・地籍再調査成果を活用した土地境界確定手法(イメージ) 【資料2-3】
- ・地籍再調査と土地区画整理事業を活用した場合の流れ(イメージ)
【資料2-4】
- ・内灘町のモデル地区における土地区画整理事業活用ケーススタディ
(案) 【資料2-5】

③今後の検討体制について

- ・実務者ワーキンググループ(WG)の設置について(案) 【資料3】

④第1回PTでお伺いした事項

- ・側方流動被害を受けた土地の境界再確定加速化に向けた論点
(石川県資料) 【資料4-1】
- ・金沢市からのご意見 【資料4-2】
- ・かほく市からのご意見 【資料4-3】
- ・内灘町のご意見 【資料4-4】
- ・第1回PTにてご意見をお伺いした事項等についての回答又は参照資料
【資料4-5】
- ・宅地液状化防止事業(防災・安全交付金) 【参考1】
- ・地殻変動に関する資料 【参考2】

3. 閉 会

能登半島地震に伴う土地境界問題対策プロジェクトチーム(第1回)

議事概要

日時:令和7年5月 29 日(木)13:00~15:00

場所:石川県地場産業振興センター新館 12 研修室

出席者: 別紙参照

議事概要:

○議事1について

・質疑なし

○議事2について

- ・石川県より、今回の側方流動では広範囲な移動が発生しているため、筆界は移動するものとして取り扱うべきではないかとの発言があり、法務省より、今回の側方流動は地殻変動を伴うものではないため、原則どおり、筆界は移動していないものと取り扱うこととなる旨の回答がされた。
- ・石川県より、必要であれば立法措置も視野に入れた上で、側方流動でも筆界が動くとしてほしいとの発言があり、法務省より、仮に解釈変更により側方流動でも筆界が動くとした場合、所有権を何らの補償なく奪われてしまう人が生じる上、ずれが大きければ、完全に所有権を失ってしまう人も生じることになる旨の回答がされた。
- ・かほく市より、資料 2-3 について、かほく市は地籍調査実施済みであるため、同様の地域での事例を紹介してほしいとの発言があり、国交省より、災害が起きた際の土地境界問題の解決事例を整理したもので、地籍整備済みかどうかという観点で整理したものではない旨を回答した。
- ・石川県より、地方税法 381 条に基づく申出について、地籍調査が実施済みの地域でも活用できるように検討してほしい旨の発言があった。これに対し、法務省より、地方税法 381 条に基づく申出については、登記されている事項が事実と相違する場合に申し出ることができるものであり、今回の地域は地籍調査実施済みの地域であることから、同条に基づく申出による対応は困難である旨の回答がされた。また、法務省より、北海道胆振東部地震の事例のように分筆・所有権移転で対応することが考えられるが、土地所有者に一定の負担がある旨の発言があった。
- ・石川県より、今回の側方流動が起きた地域では、筆界の位置が座標値により記録されているのだから、登記されている事項が事実と相違していることがわかるのではないかと発言があり、法務省より、側方流動により筆界は動かず、登記されている筆界の座標値は変わっていないので、登記されている事項と事実は相違していないが、登記されている筆界の座標値と側方流動によりずれた先を比べることで、分筆・所有権移転を行うべき範囲が明らかになる旨の回答がされた。また、法務省より、解釈変更により側方流動でも筆界が動くとした場合には、所有者が所有権の一部又は全部を補償のないまま失うこととなる旨の発言があった。
- ・石川県より、側方流動により筆界が動くとした場合に不利益を被る者がいるなら、筆界の議論とは区別して、補償手続を考えるべきとの発言があった。

○議事3について

- ・石川県より、誤差が政令で定められる限度を超えると認証できない件を特例で許容できないか、事後の精算を当事者間で合意させることで認証を得られないか発言があった。これに対し、国土交通省より、補償を公が行うのであれば、事実上土地区画整理事業の制度と類似のものとなること、及び土地区画整理事業の手法は、補償額の算定手法が確定しているなど、安定した運用が見込める点について回答した。
- ・石川県より、区画整理は時間と費用がかかる点が課題であり、復旧復興を早く進めるため、地籍調査の制度で一貫して進められるよう制度の運用変更を求める発言があった。
- ・石川県より、測量の誤差と側方流動の移動量の考え方について質問があり、国土交通省より、地籍調査は既に存在する筆界を確認するものであり、筆界を創設する機能はないこと、また、規定にある測量誤差の考え方は、通常的地籍調査で筆界点の座標を点検する測量での誤差の考え方であるが、再調査においても複数回の測量を実施するため、この測量誤差の規定を適用する考えである旨を回答した。

○議事4について

- ・かほく市より、6月に補正予算で地籍再調査を計上する予定であることや、土地境界の問題について地籍調査で完結させ、公費のみで解決する方針である旨、発言があった。地籍調査で新たな筆界の創設ができず、国から新たな方法の提案がないならば、次回のPTの必要性を感じないとの発言があった。
- ・国土交通省より、区画整理の手続きでは一般的に、合意形成手続きに時間を要するが、特に事務手続きについては、認可権者の不理解等から時間を要する場合が多いため認可権者たる県に協力を求める旨発言した。

○その他

- ・石川県より国に対し、2回目以降に新たな提案を期待する旨、発言があった。早く進めるため、法務省、国交省、国会議員、議連などと話を進めたい、必要であれば立法も検討したいと発言があった。土地区画整理は時間がかかりすぎることで、また被災自治体のマンパワーも不足していることから、より簡単に、様々な選択肢を組み合わせで考えることが、今後の南海トラフ地震への対策にもつながるとの発言があった。

以上

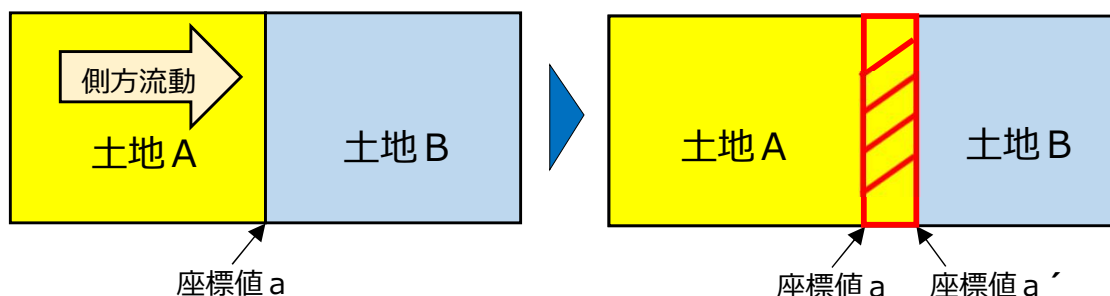
概要

資料2-1

- 地震が生じた場合の筆界の取扱い（平成7年民事局長回答）は、筆界は登記された土地の客観的範囲を区画する公法上の境界であり、原則として動くことはないが、地殻変動があった場合に限り例外的に筆界が動くとされた点に意味があり、地表面の局部的な移動の場合には、その規模が大きかったとしても、原則どおり筆界は動かないとしたものと解される。
- 液状化に伴う側方流動によって筆界が移動したものととして取り扱うことについては、上記の筆界の基本的性格と適合しないことに加え、側方流動による移動のしわ寄せを受けた土地の所有者が所有権の一部又は全部を失うおそれがあるなどの懸念があるため、被災者の財産権の保障の観点から慎重な検討が必要。
 新たな立法措置により特定の被災地域に限り側方流動によって筆界が移動したものととして取り扱うことについては、上記の問題があるほか、被災地域の土地所有者だけが不利益な取扱いを受けることにもなりかねないため、困難。
- 他方で、住民の方々が現況のまま維持することを希望し、関係者間の合意形成ができているケースなど、現況に筆界を合わせることが合理的である場合には、現行法上、分筆の登記や土地区画整理事業等によって解決することができる。

登記簿上の取扱い

<側方流動により筆界が動いたと取り扱った場合>



③地積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕
350 00	余 白
300 00	③錯誤 国土調査による成果 〔令和7年4月1日〕

土地Bの登記簿には、
錯誤（最初から地積に誤りがあった）
により地積が減少
した旨が記録される。

- 側方流動によって筆界が移動したものと取り扱うことは、筆界は災害発生前から側方流動により移動後の位置（現況）であったとして取り扱うことであり、側方流動によるずれの範囲（上図の赤い斜線部分）は、最初から土地Aであったこととなる。

※地方税法第381条第7項に基づく申出により登記を訂正した先例は、地籍調査が未了で座標値aがもともと不明であるケースについてのもの。

＜分筆により現況に合わせて新たな筆界を創設する場合＞

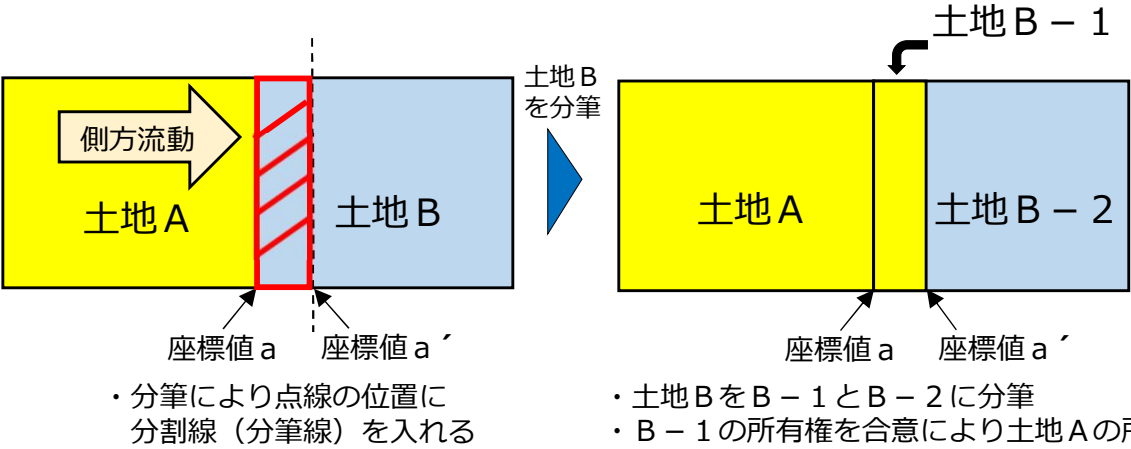


表 題 部 (土地の表示)	調製	余 白	不動産番号	1234567890123
地図番号	余 白	筆界特定	余 白	
所 在	甲郡乙町大字丙字丁	余 白		
①地 番	②地 目	③地 積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
B 番	宅地	350 00	余 白	
B 番 1	余 白	50 00	①③B 番 1、B 番 2 に分筆 〔令和 7 年 4 月 1 日〕	

土地 B - 1 の登記簿には、分筆により地積が変動した旨が記録される。

- 分筆の登記は、①土地の所有者の申請により行う方法と、②地籍調査において「分割があったものとしての調査」を実施し、その成果に基づいて登記官が職権で行う方法がある。②の場合には、測量費用や登記費用は不要。
- 所有権の移転の登記については、別途、当事者間の譲渡合意（売買、贈与など）に基づいて共同して申請する必要。

＜土地区画整理事業により現況に合わせて新たな筆界を創設する場合＞

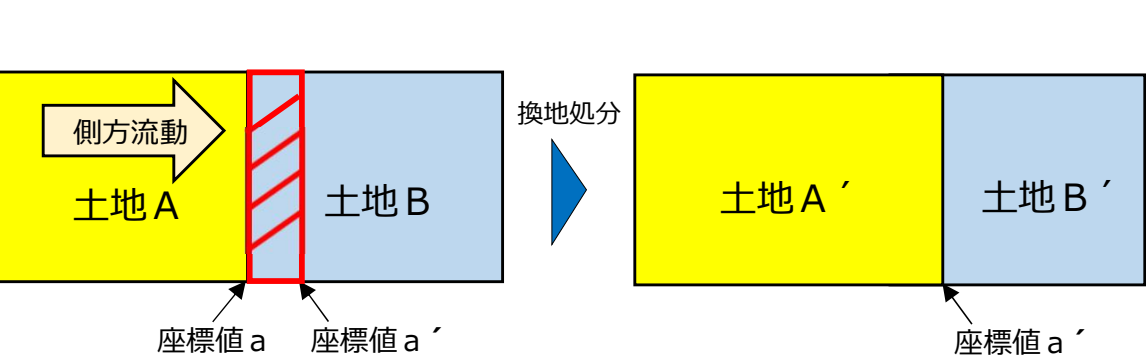
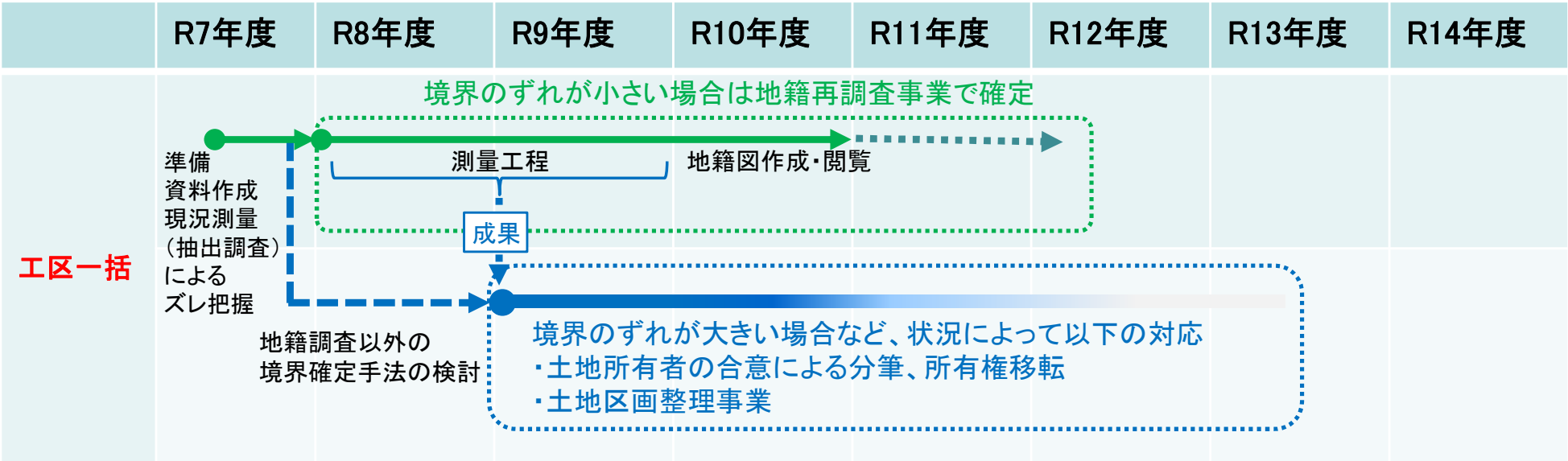
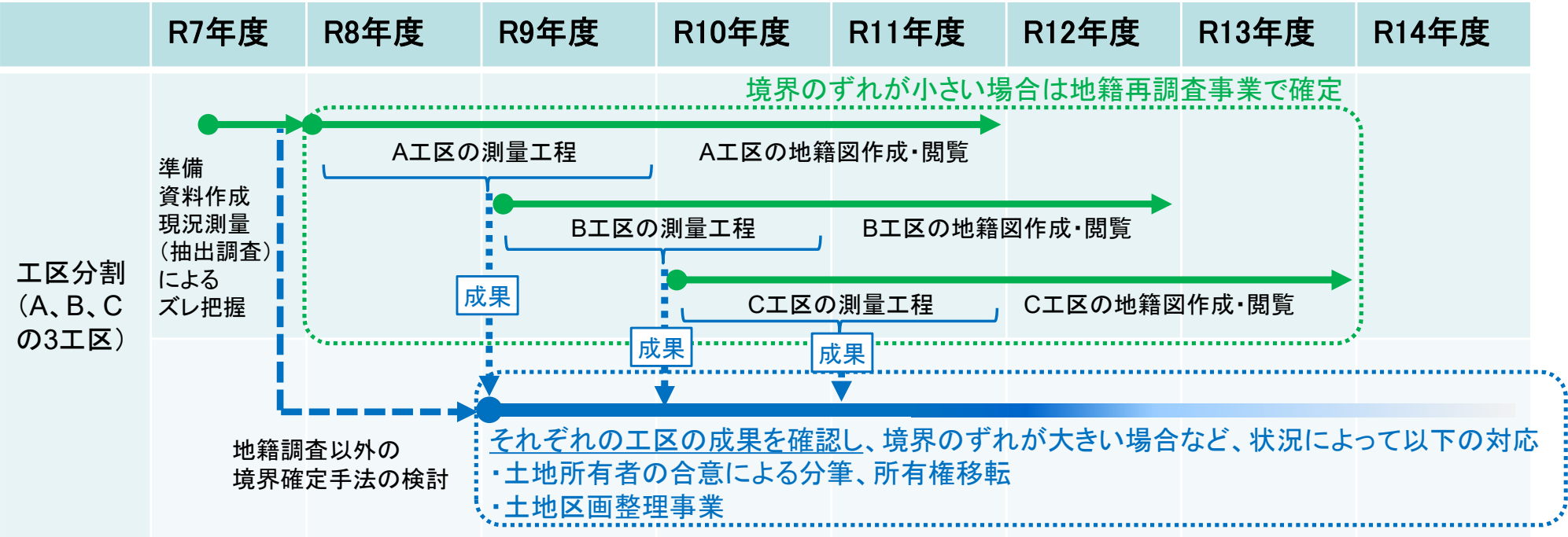


表 題 部 (土地の表示)	調製	余 白	不動産番号	1234567890123
地図番号	余 白	筆界特定	余 白	
所 在	甲郡乙町大字丙字丁	余 白		
①地 番	②地 目	③地 積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
B 番	宅地	350 00	余 白	
B' 番	宅地	300 00	令和 7 年 4 月 1 日土地区画整理法による換地処分 〔令和 7 年 4 月 1 日〕	

土地 A・B が土地 A'・B' に換地される（地番を維持することも可能）。登記簿には、
・換地処分がされた旨
・換地により面積が変動した場合にはその旨が記録される。

- 面積の増減があった土地については、従前の土地の財産権に配慮し、地権者間において、従前と従後で土地の位置や地積等が総合的に均衡するように換地する方法や、地権者間において不均衡が生じた場合には金銭により清算する方法がある。

【土地境界の確定スケジュール（イメージ）】



【地籍再調査の期間短縮に向けた当面の方策】

〇マンパワー不足への対応例

- ・ 地籍アドバイザー・専門家の派遣【国費にて対応可能】
 - ・ 適切なタイミングで実務上の困難を解決するための助言等を受けることにより、専門知識や経験が不足する職員でも事業を円滑に進めることが可能。
- ・ 10条2項包括委託制度の活用
 - ・ 市町職員がE工程の現地調査（一筆地調査）に立ち会う必要がなく、その他の作業に注力することが可能。
（←市職員が全く立ち会わないケースもある。）
 - ・ 受注者が工程管理をすることで技術系の職員が少数でも事業の進捗が可能。
 - ・ 専門知識を有する受注者により、地権者からの質問に的確な回答等の対応が可能。



実施する工程や必要な作業等にあわせて地籍アドバイザー・専門家、10条2項委託制度を有効に活用することで、地籍再調査の期間短縮に対応

【土地境界確定手法の例】

資料2-3

★現地測量で状況が確認出来次第、それぞれの手続きを進めることが可能

地籍再調査における測量

ズレの程度等を把握

① ズレの程度が小さい場合

➡ 地籍再調査による境界確認

【留意点】測量誤差の範囲内であることが必要

② 関係する土地所有者が少数またはズレの箇所が少ない／単純な場合など

➡ 土地所有者の合意による所有権移転

- ・地籍再調査において測量を実施（住民負担なし）
- ・地籍再調査において分筆線を決定することが可能（住民負担なし）

【留意点】所有権移転登記費用が発生する

③ ズレの程度が大きい／複雑な場合など

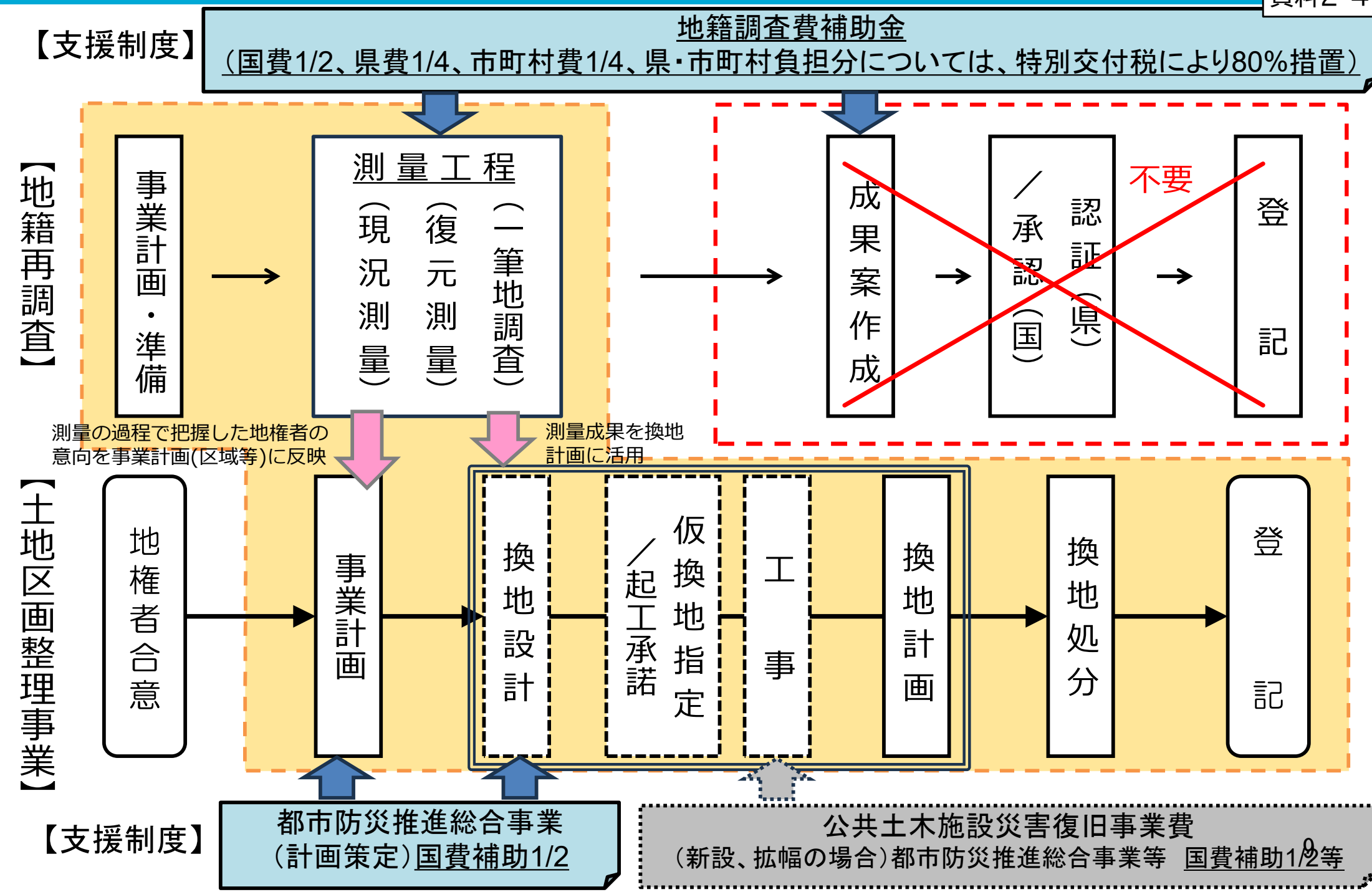
➡ 土地区画整理事業の実施

- ・地籍再調査の測量成果を換地計画等に活用

【留意点】大規模な公共施設整備を伴わない低コストの事業類型も存在



地籍再調査の実施によりズレの程度や土地所有者の意向を把握し、ふさわしい土地境界確定手法を検討



- 石川県内灘町における、側方流動の被害が大きい地区において、地籍の再整備や公共施設の再整備等の復興まちづくりに向けて、土地区画整理事業の活用可能性について検討
- 検討にあたり、モデル地区を設定し、土地区画整理事業を活用した場合の有効性や技術的課題、手続き、費用等の課題解決方策について、具体的にケーススタディを行う

側方流動が発生した地区における 土地区画整理事業を活用する場合の モデル地区ケーススタディ

<検討内容>

- モデル地区選定
 - ・ 被災状況や公共施設の復興方針等を踏まえたモデル地区の設定
- 手続き
 - ・ 施行地区の設定方法や、換地手法の活用による地籍の再整備や公共施設の再整備方策
 - ・ 作業フローの精査、スケジュールや手続きの短縮・簡素化方策
 - ・ 作業フローを踏まえた必要な人材の整理 等
- 事業連携・コスト
 - ・ 地籍再調査や災害復旧事業との費用分担の考え方等

支援

■ 国交省の支援体制 ■

ケーススタディにあたっては、国交省としても最大限の支援を実施

- 社会資本整備総合交付金都市防災総合推進事業による支援
- 本省都市局職員による技術支援のほか、専門家等を紹介し、ノウハウ面で支援
- プロジェクトチームにおいて、国交省・法務省・石川県・被災市町とも情報共有し、具体的方策を検討

ケーススタディを通じて、土地区画整理事業の活用可能性と手続き等について整理・具体化するとともに、国の支援方策について検討

WG設置の目的

土地境界の早期確定に向けて、地籍再調査や土地区画整理事業等の早期実施に関する課題の解決に向けた具体的な検討を行うため、「能登半島地震に伴う土地境界問題対策PT」の下に、実務者WGを設置する。

PTとWGの関係

【PT】

- ・課題の洗い出し（第1回PTで実施）
- ・土地境界の変更に関する制度の運用の検討



WGの検討結果を報告

【WG】

- ・地籍再調査や土地区画整理事業の早期実施に係る課題の解決に向けた具体的な検討 等

（WGの検討例）

<地籍再調査>

- ・事業期間の短縮に関する事項（土地区画整理事業と共通）
 - ✓業務委託内容及び不足するマンパワーの把握と対応の具体化
 - ✓土地区画整理事業を実施する場合における地籍再調査の測量成果の具体的な活用方法の整理 等

<土地区画整理事業>

- ・事業実施に係る事務・費用負担の軽減策の整理
- ・事業実施に係る課題と対応策の整理 等

WGの構成員等

<構成員>

- ・法務省民事局民事第二課
- ・金沢地方法務局
- ・国土交通省都市局地区担当
- ・市街地整備課
- ・政策統括官付地理空間情報課
- ・石川県（地籍整備関係部局及び土木部局）
- ・金沢市
- ・羽咋市
- ・かほく市
- ・内灘町
- ・土地境界の確定に関する専門家

※構成員は実務者を想定

<スケジュール・会議形態・公開の有無>

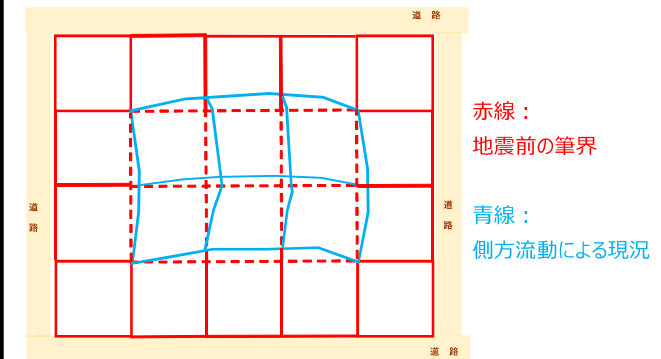
- ・各自治体の実態の把握や方針に合わせて随時開催
- ・Web会議を想定
- ・会議は非公開
- ・WGの検討結果はPTに報告

(現状) かほく市・内灘町・金沢市などでは、**数～数十センチ単位の細かいズレや、1～3メートル（最大14メートル）のズレなど、大小様々の側方流動が未曾有の広範囲で発生。各地区の被害規模に見合う効率的な対策が必要。**

→被害面積・戸数:約180ha・約2,800戸(東日本大震災時は、我孫子市で約13ha・223戸)

被災市町・県ともマンパワー不足の中、地籍調査の実施で6年、土地区画整理事業も実施する必要がある場合は最短でも合計7～8年以上かかる恐れ。

液状化による側方流動のイメージ



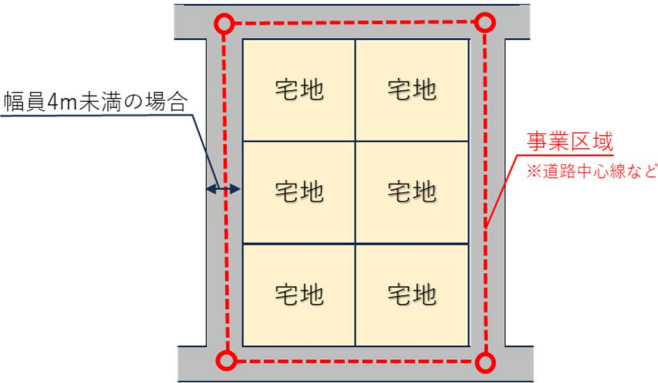
石川県要望に応じて5月に発足いただいた国土交通省・法務省・石川県・被災市町による「土地境界再確定PT」において、石川県・被災市町から以下の課題を提起。

(早期解決に向けた課題)

- ① **地籍調査事業の実施だけで（市町の現有勢力では）6年以上の時間を要する見込み**であり、可能な限りの短縮化が課題
→住民との調整・合意形成に期間を要することから、地籍調査に精通する国や県、土地家屋調査士などの応援体制を強化（マンパワー不足の解消）
- ② **地籍調査事業が担っているのは筆界の確認のみであり、地震後の現況に合った筆界の創設、清算処理は行えない**
→現行の地籍調査事業では、既存の地籍図と現地とのズレが解消されず、面積の増減による清算処理が必要な場合に対応できない。
- ③ **②であるため、地籍調査の結果を踏まえて土地所有者同士で分筆を交渉・同意し、不動産登記法等に基づき清算・登記処理を行う際に、登記費用などの自己負担が発生する**
→対象となる筆数も膨大であり、所有者間同士での分筆交渉にかかる負担が大きい。登録免許税や不動産取得税などの費用が発生
- ④ **③のような土地所有者間同士の交渉ではなく、市町が一貫して対応することで住民負担（費用、事務）を軽減したいが、過去に地籍調査で筆界を確認した地域では、地方税法381条7項に基づく申出による登記の修正（地図訂正）は行えない**
→法務省によれば、地震による地表面の局所的な移動の場合は「筆界は移動していないものと扱う」見解。
- ⑤ **広範囲・多数の区画で土地区画整理事業を実施せざるを得なくなる場合、市町にかかる様々な事務・費用の負担が大きい**
→事業認可などの事務手続きが必要なことに加え、設計費などは国庫補助50%のみとなっている。
- ⑥ **分筆や土地区画整理によって境界を確定させる際、「不同意者が出た区画」では事業が進捗しにくくなる**
→不同意者だけでなく、隣接する土地所有者も境界確定ができないため、将来的な土地活用や売買等に支障

能登半島地震に伴う土地境界問題対策プロジェクトチーム

課題整理

①	地籍再調査の実施にあたっての疑問点（制度や手続き等） —
②	土地境界確定にあたって課題と感じている点 筆界と占有権界(地形地物)を一致させるために生ずる所有者負担(土地売買や構造物移設など)に対し、理解いただくことが境界復元(案)に対する住民同意を得ることのポイントと考えています。地先境界ブロックやフェンス等の移設復旧費について、宅地液状化防止事業の効果促進事業「被災した地盤や基礎の復旧等への支援」を活用することは可能でしょうか。
③	土地境界画定手法を検討するにあたって重視する点 ・所有者や市の費用負担に対する国の補助や起債の対象等があれば理解を得やすい ・実現性と事業スピード
④	境界画定手法として区画整理事業を講じた場合の課題 ・交付金の事務手続き等を円滑に進めると共に地方の財政負担を軽減するため、地籍整理型区画整理事業を液状化防止事業の基幹事業として扱えないか。 または、都市防災推進事業の地方負担分を補助災害復旧事業債の対象に出来ないか。 ・地籍整備型土地区画整理事業の場合の認可条件の緩和（被災地における整備水準・時期などの柔軟な運用・特例） ⇒小規模での施行（例：街区単位、道路中心線で施行地区設定など） ⇒道路幅員の緩和（例：原則4 m以上から緩和、他都市の取組事例紹介など） ⇒災害復旧等で道路等の公共施設を整備する場合、区画整理事業計画において、公共施設整備を無しとしてよい（災害復旧を別途事業として捉えて良いか）。 小規模施行（認可条件の緩和）のイメージ 
⑤	その他の課題や疑問点（住民説明にあたっての課題など） —

石川県かほく市 第1回PT宿題

① 地籍再調査の実施にあたっての疑問点

特になし

② 土地境界確定にあたって課題と感じている点

- 1) 認証基準のハードルを上げ、区画整理事業有りきの PT 会議の進め方に違和感を感じる。
- 2) 地権者同士が決定した所有権界を筆界に反映していくことが課題

③ 土地境界画定手法を検討するにあたって重視する点

- 1) 地籍再調査完了から登記完了までのスピード感

④ 境界画定手法として区画整理事業を講じた場合の課題

- 1) 地籍再調査完了時から土地区画整理事業、登記完了までの時間がかかる。

【地籍再調査】

地籍再調査 → 認証 → 登記

【土地区画整理事業】

地籍再調査→**区画整理事業(都市計画決定、換地計画等)**→19 条 5 項→登記

赤字の部分の時間が余計にかかる

- 2) 土地区画整理事業の伴う地番の変更については、住民票の変更は公用で可能であるが、それ以外の住所変更(免許書など)については、個人で申請する必要があるため、被災者の手間が増える。
- 3) 境界に対しての同意が得られない箇所については、区画整理事業では、筆界未定の処理ができないことから、事業区域から除外することになることから、同じ被災区域内で対応の差がでる
- 4) 同じ地域内で、「地籍調査再調査」で登記が完了する区域と「区画整理事業」で登記が完了する区域とができるため、登記完了までの手続き方法や時間について、大きな差がでてくる
- 5) 個人施行となった場合、実質「市」で対応することとなるため、地籍調査と区画整理が併用となった場合は、その作業に従事する職員の作業量が増える

⑤ その他の課題や疑問点

- 1) この PT は、地籍調査再調査の疑問点を解決する会議ではなく、地籍調査再調査で作成された図面を登記までどのように持っていくのかという会議と認識しており、その論点に時間を費やすべきである。
- 2) 資料2-3については、地籍調査済での対応ではないため、地籍調査済での過去の災害時での対応方法を提示してほしい
- 3) 糸魚川の土地区画整理では、1区画の面積が小さいなかでの区画整理であり、総面積が大きい箇所での対応は可能なのか。また、10ブロック中5ブロックしか事業化しない中で、ほかのブロックで区画整理事業ができなかった理由を教えてください。
- 4) 糸魚川市の事例では、1ブロック5～7カ月かかったとの話だが、最大で 0.29ha であり、同様な形をかほく市でとった場合は、145 ブロックの施工となるが、現実的にどのような課題があるか確認をしたい。
- 5) 地籍調査事業は、災害からの復旧、復興を迅速にする効果があるとのことであるが、今回の側方流動での移動では、地籍調査事業で筆界は動かないことが、復旧の足かせになっている。津波被害や土砂崩れといった建物が崩壊した事例であれば効果があるが、建物が健全であったり、復旧して引き続き住んでいる状況であるため、このことを考慮して対応を考えてほしい。
- 6) 第1回で説明した内容を、地元で説明すると、被災住民は側方流動は筆界が移動したものとの認識があり、その対応についても、地籍調査事業で解決するものとの理解が大多数であることから、紛糾する可能性が非常に高い。ある程度、被災住民が納得できる対応を考えてほしい。
- 7) 各省庁の対応できない説明ばかりであるため、どのような形なら対応できるのかをこのPTでつきつめていきたい

⑥ かほく市の要望

液状化現象による側方流動で移動した土地の境界画定については、地籍調査の再調査を行ったうえで、地籍調査結果の認証が受けられるよう、制度の見直しを行うこと。

第2回 能登半島地震に伴う土地境界問題対策プロジェクトチームに係る

要望・意見について(内灘町)

① 地籍再調査の実施にあたっての疑問点(制度や手続き等)

- 1) 現法務局地図作成事業の中で、東日本大震災や平成28年熊本地震等の被災地においても、復興の進展に伴い地図の整備が進められている。今回の能登半島地震に伴う側方流動を伴う液状化の被災地区において、地図混乱地域として、同事業に追加し、国直轄で地籍再調査を実施することはできないか。
- 2) ズレの大きな地域で地籍再調査の認証ができない場合、すでに地籍調査済みの箇所であっても、地方税法381条7項の規定に基づく申出によって、登記に反映できないか。
- 3) 地籍再調査の結果、元の境界とずれている箇所があっても、地権者の同意が得られている場合は、土地区画整理事業を経ず、そのまま登記することができないか。

② 土地境界画定にあたって課題と感じている点(特に、現況だと面積が減少する土地所有者への対応や、不整形となった道路の扱いなどの方針)

- 1) 現況用地のズレが、直線では無いことで、境界点の複雑化が懸念される。
- 2) 境界合意が、元の位置とズレた位置と異なった場合には道路の線形が不整形となる。
- 3) 様々な境界画定手法があり、それぞれ異なる知識や業務が発生するため、現状の人員での対応ができない。
- 4) 第1回PTでは、現行制度での運用で、地籍再調査のにおける誤差を超えた場合には、区画整理事業とのことであるが、液状化により側方流動が著しい状況があるため、新制度の創設ができないか。
- 5) 地権者同士が決定した所有権界を筆界に反映していくことが課題。

③ 土地境界画定手法を検討するにあたって重視する点

事業手法の違いで、地権者間の費用負担の有無、合意形成に要する時間や手続きが異なるため、地権者に不公平が生じないようにすること。

④ 境界画定手法として区画整理事業を講じた場合の課題

- 1) ブレの大きい内灘町北部地区は市街化調整区域であり、公共団体施工が行えず、町が事業主体となり個人施行する場合は100%合意と事業認可手続きなど長い期間を要する。
- 2) 個人施行となった場合、実質「町」で対応することとなるため、地籍再調査と区画整理が併用となった場合は、その作業に従事する職員の作業量が増え、現状の人員では対応ができない。
- 3) 同意が得られない箇所については、事業区域から除外することになり、同じ被災区域内で対応の差がでる。
- 4) 同じ地域内で、「地籍再調査」で登記が完了する区域と「区画整理事業」で登記が完了する区域となった場合、費用負担の有無と登記完了までの手続き方法や時間について、大きな差がでる。
- 5) やむを得ず土地区画整理事業に進まざるを得ない場合に、手続の簡素化(時間・コスト)に向けてあらゆる工夫ができないか。

⑤ その他の課題や疑問点

- 1) この PT は、地籍再調査の疑問点を解決する会議ではなく、地籍再調査で作成された図面を登記までどのように持っていくのかという会議と認識しており、その論点に時間を費やすべきである。
- 2) 位置誤差、辺長誤差、面積誤差の3つの測量誤差の限度内に収まる範囲が少ないのではないか。
- 3) 金沢市から内灘町、かほく市までの液状化被害地域では、地殻変動を伴わなかったとされる根拠を確認したい。
- 4) 「資料2-1 解釈変更により液状化でも筆界が動くとした場合の問題点」にて所有権を侵害するおそれのとあるが、所有権の侵害を補填する仕組みを創設することはできないか。
- 5) 地籍再調査は、災害からの復旧、復興を迅速にする効果があるとのことであるが、今回の側方流動での移動では、筆界は動かないと解釈されることが、復旧の足かせになっている。津波被害や土砂崩れといった建物が崩壊した事例であれば理解できるが、建物が健全であったり、修理して引き続き住んでいる状況であることを考慮して対応を考えてほしい。
- 6) 筆界は動かないとの解釈を側方流動については改め、どのような形なら対応できるのかをこのPTで建設的な解決方法を協議していきたい。

第1回PTにてご意見をお伺いした事項等についての回答又は参照資料

資料4-5

- ・回答又は参照資料欄に資料版を記載している項目については、本PTの議事2.②及び③で別途説明
- ・詳細については、今後のWG等にて検討

1. 早期解決に向けた課題(石川県 6/9衆議院国土交通委員会視察資料)

連番	提出者	枝番	ご意見	回答又は参照資料
1	石川県	1	地籍調査事業の実施だけで(市町の現有勢力では)6年以上の時間を要する見込みであり、可能な限りの短縮化が課題 →住民との調整・合意形成に期間を要することから、地籍調査に精通する国や県、土地家屋調査士などの応援体制を強化(マンパワー不足の解消)	資料2-2、資料4
2	石川県	2	地籍調査事業が担いうるのは筆界の確認のみであり、地震後の現況に合った筆界の創設、清算処理は行えない →現行の地籍調査事業では、既存の地籍図と現地とのズレが解消されず、面積の増減による清算処理が必要な場合に対応できない。	資料2-3
3	石川県	3	②であるため、地籍調査の結果を踏まえて土地所有者同士で分筆を交渉・同意し、不動産登記法等に基づき清算・登記処理を行う際に、登記費用などの自己負担が発生する →対象となる筆数も膨大であり、所有者間同士での分筆交渉にかかる負担が大きいうえ、登録免許税や不動産取得税などの費用が発生	資料2-3
4	石川県	4	③のような土地所有者間同士の交渉ではなく、市町が一貫して対応することで住民負担(費用、事務)を軽減したいが、過去に地籍調査で筆界を確認した地域では、地方税法381条7項に基づく申出による登記の修正(地図訂正)は行えない →法務省によれば、地震による地表面の局所的な移動の場合は「筆界は移動していないものと扱う」見解。	資料2-1
5	石川県	5	広範囲・多数の区画で土地区画整理事業を実施せざるを得なくなる場合、市町にかかる様々な事務・費用の負担が大きい →事業認可などの事務手続きが必要なことに加え、設計費などは国庫補助50%のみとなっている。	資料2-4
6	石川県	6	分筆や土地区画整理によって境界を確定させる際、「不同意者が出た区画」では事業が進捗しにくくなる →不同意者だけでなく、隣接する土地所有者も境界確定ができないため、将来的な土地活用や売買等に支障	合意形成の状況や地域の実情等によっては、個人施行以外の全員同意を要件としない組合、公共施行により事業を行うことも考えられます。今後、合意形成を図っていく中で、市町、地元関係者において、どのような手法を選択するか具体的に検討していくにあたり、国としても、しっかりと技術的支援等を行ってまいります。

2. 第1回PTにてご意見をお伺いした事項

- ①地籍再調査の実施にあたっての疑問点(制度や手続き等)
- ②土地境界確定にあたって課題と感じている点(特に、現況だと面積が減少する土地所有者への対応や、不整形となった道路の扱いなどの方針)
- ③土地境界画定手法を検討するにあたって重視する点
- ④境界画定手法として区画整理事業を講じた場合の課題
- ⑤その他の課題や疑問点(住民説明にあたっての課題など)

連番	問	提出者	枝番	ご意見	回答
7	①	金沢市	1	なし	-
8	①	かほく市	1	特になし	-
9	①	内灘町	1	現法務局地図作成事業の中で、東日本大震災や平成28年熊本地震等の被災地においても、復興の進展に伴い地図の整備が進められている。今回の能登半島地震に伴う側方流動を伴う液状化の被災地区において、地図混乱地域として、同事業に追加し、国直轄で地籍再調査を実施することはできないか。	法務局地図作成事業は、政府方針に基づき、全国の都市部の人口集中地区(DID)かつ地図混乱地域を対象として進められています。また、国土調査法において、地籍調査は地方公共団体等が行うこととしております(第2条第1項第3号)。今後地籍再調査の実施にあたり、マンパワー不足等が生じた場合には、国としてもアドバイザーや専門家の派遣等しっかりと支援してまいります。
10	①	内灘町	2	ズレの大きな地域で地籍再調査の認証ができない場合、すでに地籍調査済みの箇所であっても、地方税法381条7項の規定に基づく申出によって、登記に反映できないか。	資料2-1
11	①	内灘町	3	地籍再調査の結果、元の境界とずれている箇所があっても、地権者の同意が得られている場合は、土地区画整理事業を経ず、そのまま登記することができないか	資料2-1、資料2-3
12	②	金沢市	1	筆界と占有権界(地形地物)を一致させるために生ずる所有者負担(土地売買や構造物移設など)に対し、理解いただくことが境界復元(案)に対する住民同意を得ることのポイントと考えています。地先境界ブロックやフェンス等の移設復旧費について、宅地液状化防止事業の効果促進事業「被災した地盤や基礎の復旧等への支援」を活用することは可能でしょうか。	参考1
13	②	かほく市	1	認証基準のハードルを上げ、区画整理事業有りきのPT会議の進め方に違和感を感じる。	資料2-3、資料4
14	②	かほく市	2	地権者同士が決定した所有権界を筆界に反映していくことが課題	資料2-1
15	②	内灘町	1	現況用地のズレが、直線では無いことで、境界点の複雑化が懸念される。	資料2-2、資料2-3、資料4
16	②	内灘町	2	境界合意が、元の位置とズレた位置と異なった場合には道路の線形が不整形となる。	資料2-2、資料2-3、資料4
17	②	内灘町	3	様々な境界画定手法があり、それぞれ異なる知識や業務が発生するため、現状の人員での対応ができない。	資料2-2、資料4
18	②	内灘町	4	第1回PTでは、現行制度での運用で、地籍再調査における誤差を超えた場合には、区画整理事業とのことであるが、液状化により側方流動が著しい状況があるため、新制度の創設ができないか。	資料2-3
19	②	内灘町	5	地権者同士が決定した所有権界を筆界に反映していくことが課題。(※14と同旨)	資料2-1
20	③	金沢市	1	所有者や市の費用負担に対する国の補助や起債の対象等があれば理解を得やすい	資料2-4
21	③	金沢市	2	実現性と事業スピード	資料2-2、資料2-4、資料4
22	③	かほく市	1	地籍再調査完了から登記完了までのスピード感	国土調査法に基づき、地籍再調査の成果の写しが管轄登記所へ送付された場合には、送付を受けた登記所において、速やかに登記に反映できるよう、スピード感のある対応に努めてまいります。
23	③	内灘町	1	事業手法の違いで、地権者間の費用負担の有無、合意形成に要する時間や手続きが異なるため、地権者に不公平が生じないようにすること。	資料2-3、資料2-4、資料4

24	④	金沢市	1	・交付金の事務手続き等を円滑に進めると共に地方の財政負担を軽減するため、地籍整理型区画整理事業を液状化防止事業の基幹事業として扱えないか。 または、都市防災推進事業の地方負担分を補助災害復旧事業債の対象に出来ないか	参考1
25	④	金沢市	2	・地籍整備型土地区画整理事業の場合の認可条件の緩和(被災地における整備水準・時期などの柔軟な運用・特例) ⇒小規模での施行(例:街区単位、道路中心線で施行地区設定など) ⇒道路幅員の緩和(例:原則4m以上から緩和、他都市の取組事例紹介など) ⇒災害復旧等で道路等の公共施設を整備する場合、区画整理事業計画において、公共施設整備を無しとしてよい(災害復旧を別途事業として捉えて良いか)。 小規模施行（認可条件の緩和）のイメージ	事業地区毎に状況や条件は異なるため、個別地区における具体の課題に対し、どのような柔軟な対応が可能か、ご相談に応じてまいります。
26	④	かほく市	1	地籍再調査完了時から土地区画整理事業、登記完了までの時間がかかる。 【地籍再調査】 地籍再調査 → 認証 → 登記 【土地区画整理事業】 地籍再調査→ 区画整理事業(都市計画決定、換地計画等) →19条5項→登記 赤字の部分の時間が余計にかかる	資料2-2、資料2-4、資料4
27	④	かほく市	2	土地区画整理事業の伴う地番の変更については、住民票の変更は公用で可能であるが、それ以外の住所変更(免許書など)については、個人で申請する必要があるため、被災者の手間が増える。	資料2-1
28	④	かほく市	3	境界に対しての同意が得られない箇所については、区画整理事業では、筆界未定の処理ができないことから、事業区域から除外することになることから、同じ被災区域内で対応の差がでる	合意形成の状況や地域の実情等によっては、個人施行以外の全員同意を要件としない組合、公共施行により事業を行うことも考えられます。今後、合意形成を図っていく中で、市町、地元関係者において、どのような手法を選択するか具体的に検討していくにあたり、国としても、しっかりと技術的支援等を行ってまいります。
29	④	かほく市	4	同じ地域内で、「地籍調査再調査」で登記が完了する区域と「区画整理事業」で登記が完了する区域とができるため、登記完了までの手続き方法や時間について、大きな差がでてくる	資料2-2、資料2-4、資料4
30	④	かほく市	5	個人施行となった場合、実質「市」で対応することとなるため、地籍調査と区画整理が併用となった場合は、その作業に従事する職員の作業量が増える	資料2-2、資料2-4、資料4
31	④	内灘町	1	ズレの大きい内灘町北部地区は市街化調整区域であり、公共団体施工が行えず、町が事業主体となり個人施行する場合は100%合意と事業認可手続きなど長い期間を要する。	糸魚川市のように合意が得られた範囲から順次着手し、複数地区を同時に進める事例があります。また、市街化調整区域においては、構造改革特区の認定を受けることで公共施行も可能となります。
32	④	内灘町	2	個人施行となった場合、実質「町」で対応することとなるため、地籍再調査と区画整理が併用となった場合は、その作業に従事する職員の作業量が増え、現状の人員では対応ができない。 ※連番30と同旨	資料2-2、資料2-4、資料4
33	④	内灘町	3	同意が得られない箇所については、事業区域から除外することになり、同じ被災区域内で対応の差がでる。	合意形成の状況や地域の実情等によっては、個人施行以外の全員同意を要件としない組合、公共施行により事業を行うことも考えられます。今後、合意形成を図っていく中で、市町、地元関係者において、どのような手法を選択するか具体的に検討していくにあたり、国としても、しっかりと技術的支援等を行ってまいります。
34	④	内灘町	4	同じ地域内で、「地籍再調査」で登記が完了する区域と「区画整理事業」で登記が完了する区域となった場合、費用負担の有無と登記完了までの手続き方法や時間について、大きな差がでてくる。 ※連番29と同旨	資料2-2、資料2-4、資料4
35	④	内灘町	5	やむを得ず土地区画整理事業に進まざるを得ない場合に、手続の簡素化(時間・コスト)に向けてあらゆる工夫がでないか。(※5と同旨)	資料2-4

36	⑤	金沢市	1	なし	
37	⑤	かほく市	1	このPTは、地籍調査再調査の疑問点を解決する会議ではなく、地籍調査再調査で作成された図面を登記までどのように持っていくのかという会議と認識しており、その論点に時間を費やすべきである。	資料4
38	⑤	かほく市	2	資料2-3については、地籍調査済での対応ではないため、地籍調査済での過去の災害時での対応方法を提示してほしい	資料1
39	⑤	かほく市	3	糸魚川の土地区画整理では、1区画の面積が小さいなかでの区画整理であり、総面積が大きい箇所での対応は可能なのか。また、10ブロック中5ブロックしか事業化しない中で、ほかのブロックで区画整理事業ができなかった理由を教えてください。	糸魚川市では、液状化に伴う地籍のズレは発生しておらず、大火からの復興において、不整形な敷地の解消や接道条件を満たさない敷地の解消が課題でした。そのため、住宅再建にあたり敷地再編が必要なエリアで区画整理が実施されたと聞いています。（敷地再編をしなくても住宅再建が可能なエリアは、区画整理事業を実施していない。）
40	⑤	かほく市	4	糸魚川市の事例では、1ブロック5～7カ月かかったとの話だが、最大で0.29haであり、同様な形をかほく市でとった場合は、145ブロックの施工となるが、現実的にどのような課題があるか確認をしたい。	糸魚川市では、接道条件を満たさない敷地の解消という課題への対応や地域のまとまりを勘案して、10ブロックで合意形成を図ったところですが、ブロックの大きさは、解決すべき課題やコミュニティの状況等によって様々と考えられます。今後、地籍再調査を実施していく中で、地権者の意向、ズレの状況等に応じて区画整理の検討が必要な範囲が明らかになっていくものと考えますが、検討や事業実施にあたり生じる個別の課題に対し、国として、しっかりと技術的支援等を行ってまいります。
41	⑤	かほく市	5	地籍調査事業は、災害からの復旧、復興を迅速にする効果があるとのことであるが、今回の側方流動での移動では、地籍調査事業で筆界は動かないことが、復旧の足かせになっている。津波被害や土砂崩れといった建物が崩壊した事例であれば効果があるが、建物が健全であったり、復旧して引き続き住んでいる状況であるため、このことを考慮して対応を考えてほしい。	資料2-2、資料2-3、資料2-4、資料4
42	⑤	かほく市	6	第1回で説明した内容を、地元の説明すると、被災住民は側方流動は筆界が移動したものとの認識があり、その対応についても、地籍調査事業で解決するものとの理解が大多数であることから、紛糾する可能性が非常に高い。ある程度、被災住民が納得できる対応を考えてほしい。	資料2-1、資料4
43	⑤	かほく市	7	各省庁の対応できない説明ばかりであるため、どのような形なら対応できるのかをこのPTでつきつめていきたい	資料4
44	⑤	内灘町	1	このPTは、地籍再調査の疑問点を解決する会議ではなく、地籍再調査で作成された図面を登記までどのように持っていくのかという会議と認識しており、その論点に時間を費やすべきである。（※37と同旨）	資料4
45	⑤	内灘町	2	位置誤差、辺長誤差、面積誤差の3つの測量誤差の限度内に収まる範囲が少ないのではないか。	資料2-3
46	⑤	内灘町	3	金沢市から内灘町、かほく市までの液状化被害地域では、地殻変動を伴わなかったとされる根拠を確認したい。	参考2
47	⑤	内灘町	4	「資料2-1 解釈変更により液状化でも筆界が動くとした場合の問題点」にて所有権を侵害するおそれのとあるが、所有権の侵害を補填する仕組みを創設することはできないか。	資料1、資料2-1
48	⑤	内灘町	5	地籍再調査は、災害からの復旧、復興を迅速にする効果があるとのことであるが、今回の側方流動での移動では、筆界は動かないと解釈されることが、復旧の足かせになっている。津波被害や土砂崩れといった建物が崩壊した事例であれば理解できるが、建物が健全であったり、修理して引き続き住んでいる状況であることを考慮して対応を考えてほしい。（※41と同旨）	資料2-2、資料2-3、資料2-4、資料4
49	⑤	内灘町	6	筆界は動かないとの解釈を側方流動については改め、どのような形なら対応できるのかをこのPTで建設的な解決方法を協議していきたい。	資料2-1
50	-	かほく市	1	かほく市の要望：液状化現象による側方流動で移動した土地の境界画定については、地籍調査の再調査を行ったうえで、地籍調査結果の認証が受けられるよう、制度の見直しを行うこと。	資料2-1

事業概要

主に宅地の用に供され、大地震時等に液状化現象が発生する可能性のある地域において、災害の発生を抑制するため、道路・下水道等の公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策を推進する。

交付対象事業・基礎額

宅地の液状化を防止するために行われる事業に要する費用：国費率 $1/4$ ※

※熊本地震、北海道胆振東部地震又は能登半島地震により、被害を受けた宅地を復旧するため、地方公共団体が事業主体として行うものは $1/2$

※地方公共団体が事業主体である優先すべき事前対策で、立地適正化計画における防災指針に即して行われる場合は $1/2$

要件

下記の各号に該当する地区で行われるものであること

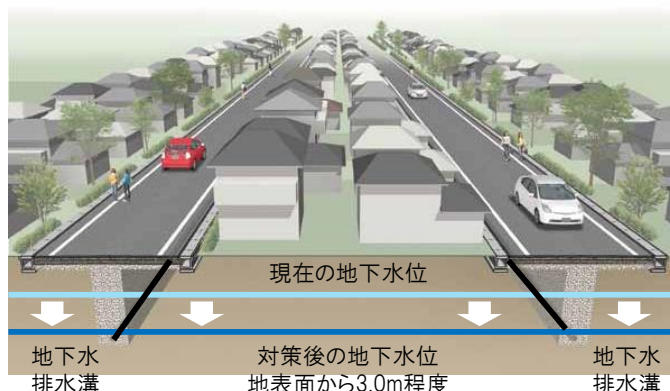
- ① 当該宅地の液状化により、公共施設（道路、公園、下水道、河川、水路その他公共の用に供する施設をいう。）に被害が発生するおそれのあるもの
- ② 変動予測調査等により、液状化による顕著な被害の可能性が高いと判定された3,000㎡以上の一団の土地の区域であり、かつ、区域内の家屋が10戸以上であるもの
- ③ 公共施設と宅地との一体的な液状化対策が行われていると認められるもの

交付金事業者

地方公共団体、宅地所有者等（間接補助）

事業の特徴

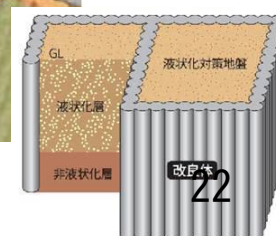
災害により現に被害を受けた造成宅地においても、上記の要件を満たす場合は、再度災害による被害拡大を防止するため、本事業を活用することができる。



地下水位低下工法



格子状地中壁工法



事務連絡
令和6年1月10日

群馬県地籍調査担当者 各位
新潟県地籍調査担当者 各位
富山県地籍調査担当者 各位
石川県地籍調査担当者 各位
長野県地籍調査担当者 各位

国土交通省 不動産・建設経済局 地籍整備課
企画専門官

令和6年1月1日の能登半島地震の発生に伴い
基準点測量成果が公表停止となった地域における
令和5年度地籍調査の実施について

平素より、地籍調査事業の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。また、今回の地震により被災された地域の皆様方には、心より御見舞い申し上げます。

さて、地震の発生に伴い、能登半島を中心に顕著な地殻変動が観測されたため、令和6年1月5日付けで国土地理院により当該地域及びその周辺に位置する基準点の測量成果が公表停止となりました。このため、国家基準点を基礎として測量を実施する地籍調査にも大きく影響が出ることとなります。

つきましては、基準点測量成果が公表停止となった地域において実施する、令和5年度の地籍調査については、暫定的に以下のような取扱いとすることとしておりますのでご連絡させていただきます。関係する各県におかれましては、管轄の各市町村の地籍調査担当者等へ周知くださいますようお願いいたします。

なお、この事務連絡については、現時点における暫定的なものであり、今後の状況によっては変更等を行うことも考えられますので、最新の情報に留意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 対象となる地域

群馬県：長野原町、嬭恋村、草津町

新潟県：長岡市、柏崎市、小千谷市、十日町市、糸魚川市、妙高市、上越市、佐渡市（旧真野町・小木町・羽茂町・赤泊村）、南魚沼市、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村

富山県：富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、入善町、朝日町

石川県：七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、かほく市、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町

長野県：長野市、上田市、須坂市、小諸市、中野市、大町市、飯山市、千曲市、東御市、安曇野市、麻績村、生坂村、筑北村、池田町、松川村、白馬村、小谷村、坂城町、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、小川村、飯綱町、栄村

国土地理院ホームページを参照（以下、URL）

https://psgs2.gsi.go.jp/koukyou/public/jishin/ното_R6/notojishin_R6.html

2. 当該地域における令和5年度の地籍調査の実施方法

地震が発生した時点における、当該地域の地籍調査の実施状況により以下のように取り扱うものとする。

2-1. 地震発生後に、新たにC工程から作業を実施する地区

C工程については、周辺地域の基準点成果が停止となっているため、電子基準点の成果が改定された後、電子基準点のみを与点として実施するものとする。

2-2. 地震発生以前から作業を実施しており、全工程の作業が終了していない地域

(ただし、各工程において原則認証を行う者の検査が終了している地域)

この場合、以下のような状況が考えられる。

- 1) C工程まで終了
- 2) C工程及びD工程まで終了
- 3) C工程、D工程及びF-I工程まで終了
- 4) C工程、D工程、F-I工程、E工程及びF-II工程まで終了
- 5) G工程まで終了
- 6) H工程まで終了(認証請求前)

上記の1)～6)のいずれの状況の場合であっても、地震発生以前に観測した結果については、地震による地殻変動等により現時点において必ずしも採用できるものではないことから、次の工程へ作業を進めないこととする。

なお、今後の作業の進め方については、現在地籍整備課で検討中であり、追って連絡するものとする。
また、現在、認証請求中のものについても同様とする。

2-3. 地籍調査実施済み地域(登記所に地図及び簿冊の送付が終了している地域)

当該地域の再調査(座標補正を含む)の方法については、現在地籍整備課で検討中であり、追って連絡するものとする。

なお、各工程の略称は以下の通りとする。

C工程：地籍図根三角測量、D工程：地籍図根多角測量、E工程：一筆地調査

F-I工程：細部図根測量、F-II工程：一筆地測量(原図の作成までを含む)

G工程：地積測定、H工程：閲覧

以上

連絡先(担当者)

国土交通省 不動産・建設経済局

地籍整備課 整備推進第一係 大中泰彦

電話 03-5253-8111(内線 30-526)

03-5253-8383(直通)

Mail onaka-y96rd@mlit.go.jp

同 整備推進第二係 高壽俊秀

電話 03-5253-8111(内線 30-527)

03-5253-8383(直通)

Mail kouju-t2k9@mlit.go.jp

4. 座標補正パラメータ(2025年5月29日更新)

2025年5月29日 | 座標補正、標高補正パラメータの空白域について

令和6年能登半島地震に伴い測量成果の公表を停止していた地域のうち、石川県の一部において座標補正パラメータ及び標高補正パラメータが公表されておらず、空白域となっています。

この地域の座標補正、標高補正パラメータについて、これまでの電子基準点、三角点改測データ及び2025年5月29日に公表した三角点の改測データを基に、作成を検討しましたが、変動量が大きく複雑であるため、適切に補正できるパラメータは作成できませんでした。

この地域に存在する公共基準点等の測量成果については、改測による成果改定をご検討ください。

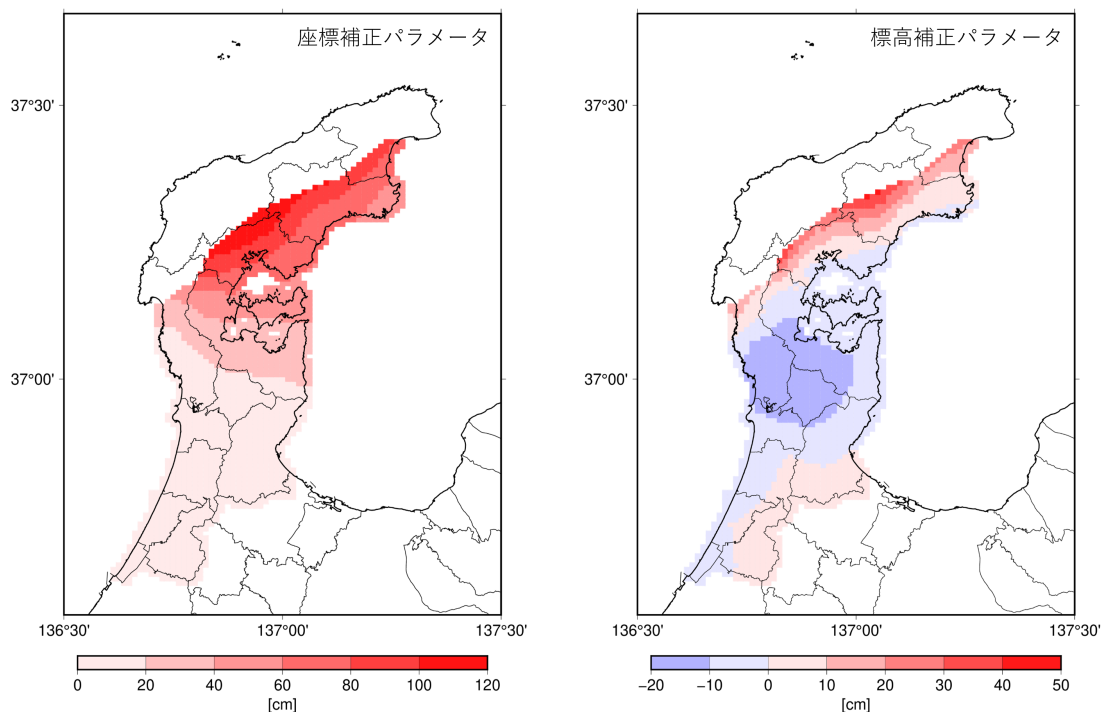
2024年7月10日 | 座標補正パラメータ、標高補正パラメータの公表

令和6年能登半島地震に伴い測量成果の公表を停止していた地域のうち、富山県、石川県の一部において、地震前の測量成果を地震後の測量成果に補正するための座標補正パラメータ及び標高補正パラメータを公表しました。

この補正パラメータを使用することにより、公共基準点等の地震前の測量成果を地震後の測量成果に補正することができます。なお、公共基準点の改算は公共測量に該当します。[詳細は公共測量のページを参照ください。](#)

ただし、提供地域であっても液状化や地すべり、地割れ等の局所的な地盤の変動が生じている場合は正しい補正ができないことがありますのでご注意ください。

公表範囲

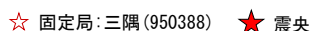


座標補正パラメータ及び標高補正パラメータは、地殻変動によって生じた水平方向及び上下方向の公共測量等のずれを補正するためのもので、電子基準点・三角点等の測量の結果をもとに作成した、格子点ごと(約1kmメッシュ)のデータです。

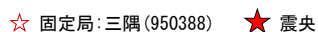
座標補正パラメータ及び標高補正パラメータ公表範囲と補正量の大きさ

この地震に伴い非常に大きな地殻変動が観測された。

基準期間:2023-12-25~2023-12-31[F5:最終解]
比較期間:2024-01-02~2024-01-02[F5:最終解]



基準期間:2023-12-25~2023-12-31[F5:最終解]
比較期間:2024-01-02~2024-01-02[F5:最終解]



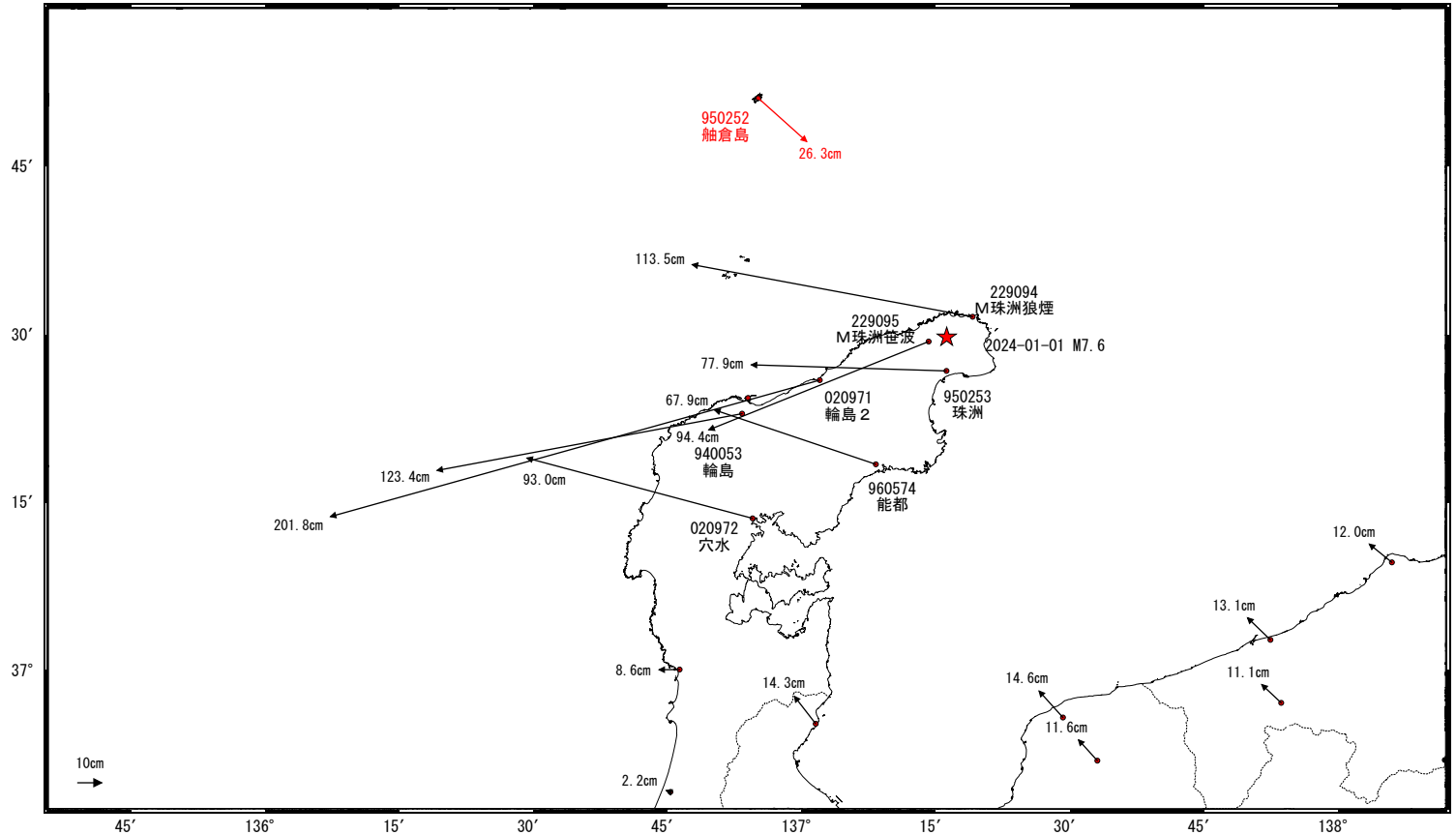
※一部の観測点は、傾斜等の影響を受けている可能性がある。

令和6年能登半島地震(1月1日 M7. 6)前後の観測データ

この地震に伴い非常に大きな地殻変動が観測された。

地殻変動(水平)

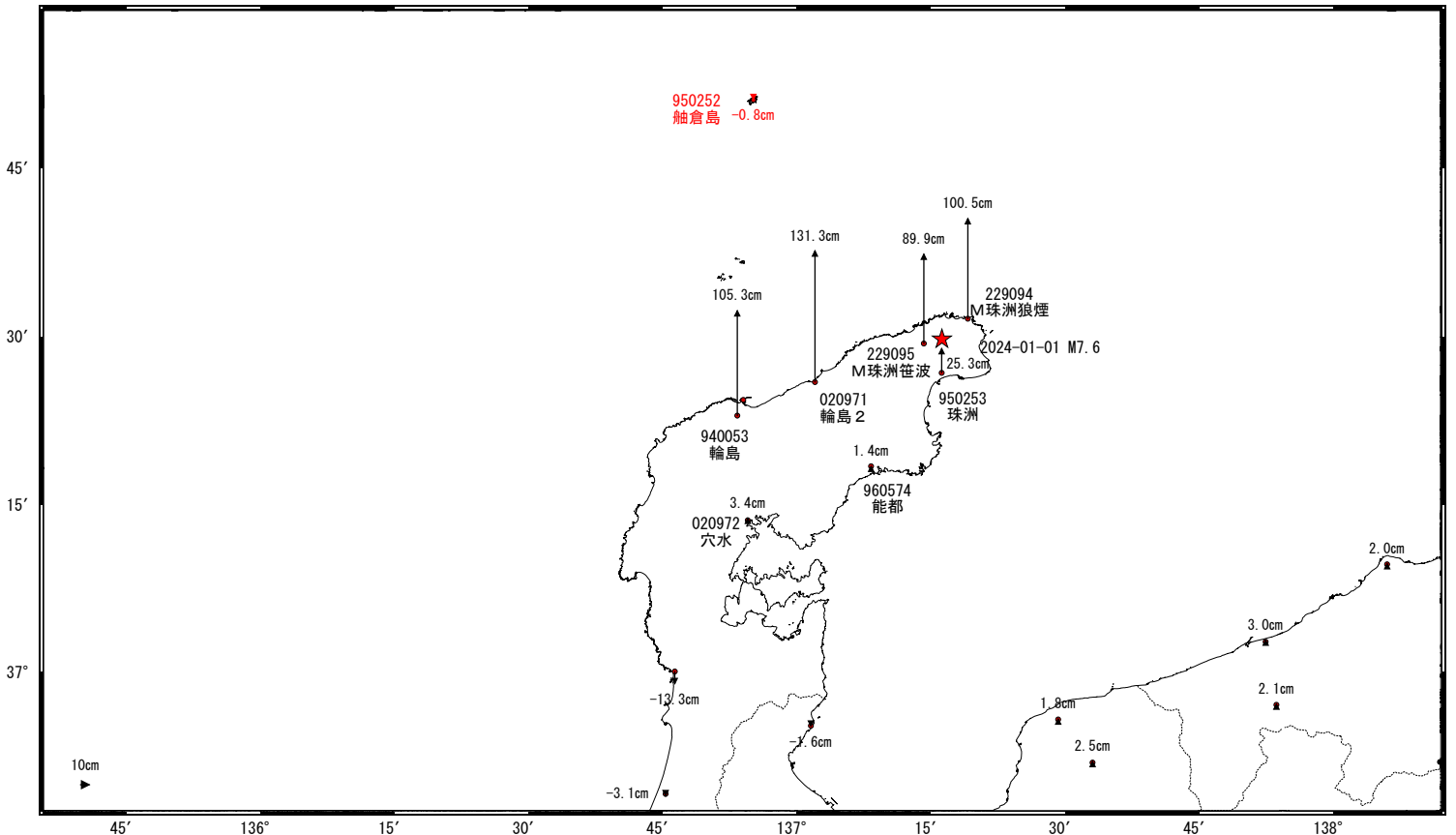
基準期間: 2023-12-25~2023-12-31 [F5: 最終解]
比較期間: 2024-01-02~2024-01-02 [F5: 最終解]



☆ 固定局: 三隅 (950388) ☆ 震央

地殻変動(上下)

基準期間: 2023-12-25~2023-12-31 [F5: 最終解]
比較期間: 2024-01-02~2024-01-02 [F5: 最終解]



☆ 固定局: 三隅 (950388) ☆ 震央

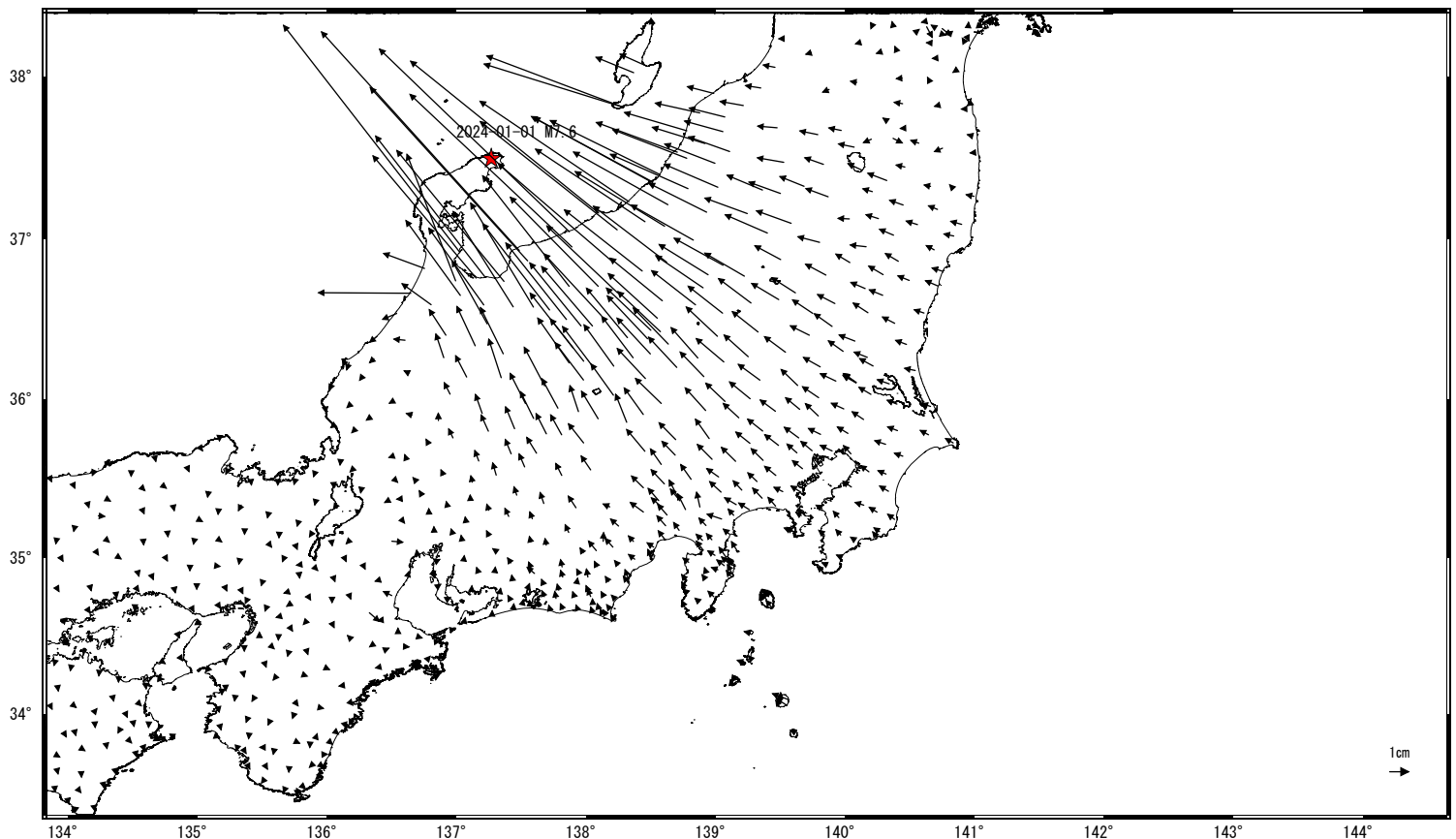
※一部の観測点は、傾斜等の影響を受けている可能性がある。

令和6年能登半島地震(1月1日 M7.6)前後の観測データ(広域)

この地震に伴い関東地方や中部地方など広い範囲で地殻変動が観測された。

地殻変動(水平)

基準期間:2023-12-25~2023-12-31[F5:最終解]
比較期間:2024-01-02~2024-01-02[F5:最終解]



☆ 固定局:三隅(950388) ★ 震央

※能登半島北部の観測点は変動量が大きいため、この図では表示を割愛した。
※一部の観測点は、傾斜等の影響を受けている可能性がある。

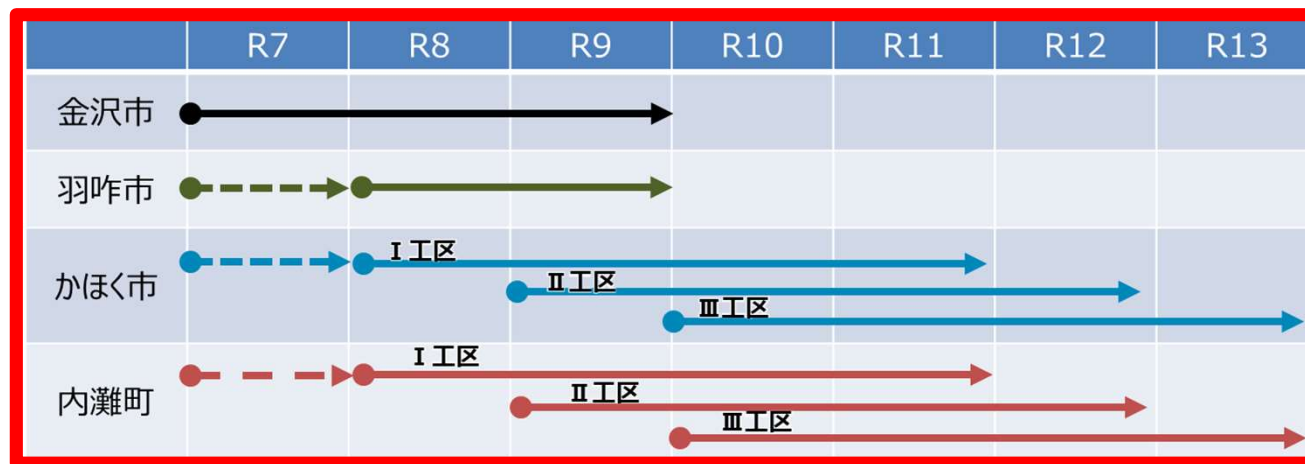
液状化・側方流動被害を受けた土地の境界再確定の加速化について



被災市町によれば、マンパワー不足などにより地籍調査だけで3～7年を要する見通し。

石川県としては、国・県・市・民間の力を結集し、これを最大限、短縮化したい。

参考資料
R7.6.27時点



短縮化に向けた
アクションプラン
が必要

被災者の一日も早い生活再建に向け、以下の事項について、ご支援をお願いしたい。

1 地籍調査の短期集中実施に必要な、発注者・受注者双方に対する人的支援

- ◆発注者（行政職員・土地家屋調査士）⇒ 国からも職員を派遣 ※県は7/1より希望のあった内灘町に職員1名派遣
- ◆受注者（測量業者）⇒ 県外からの測量業者の斡旋・調整

2 土地境界確定にかかる負担軽減や時間短縮のための財政的支援・制度改革

- ◆土地所有者が分筆登記する際に発生する登記手数料や登録免許税の減免
→東日本大震災時に登記事項証明書等の交付に関する手数料を免除した前例がある、建物被災者向けに登録免許税の免除措置があるが今般は適用可能なのか
- ◆市町が土地区画整理事業を実施する際の設計費等に対する財政的支援
→計画策定は原則市町負担となるが、被害が広範囲で設計費等に多大な費用を要することから、市町の負担が大きい
- ◆地籍調査実施済み地域でも、地方税法381条7項に基づく地図訂正（登記）を認める制度改革
→地方税法381条第7項に基づく地図訂正（登記）は、現状では、地籍調査未実施地域しか認められていない
- ◆その他土地の境界確定の加速化と負担軽減に向けたあらゆる方法の検討と実行

3 5月に設置した土地境界問題対策PT（国交省、法務省、石川県、被災市町、専門家）で具体的手法を協議し、8月にもPTとしてアクションプランを共に策定・実行したい（随時見直し）

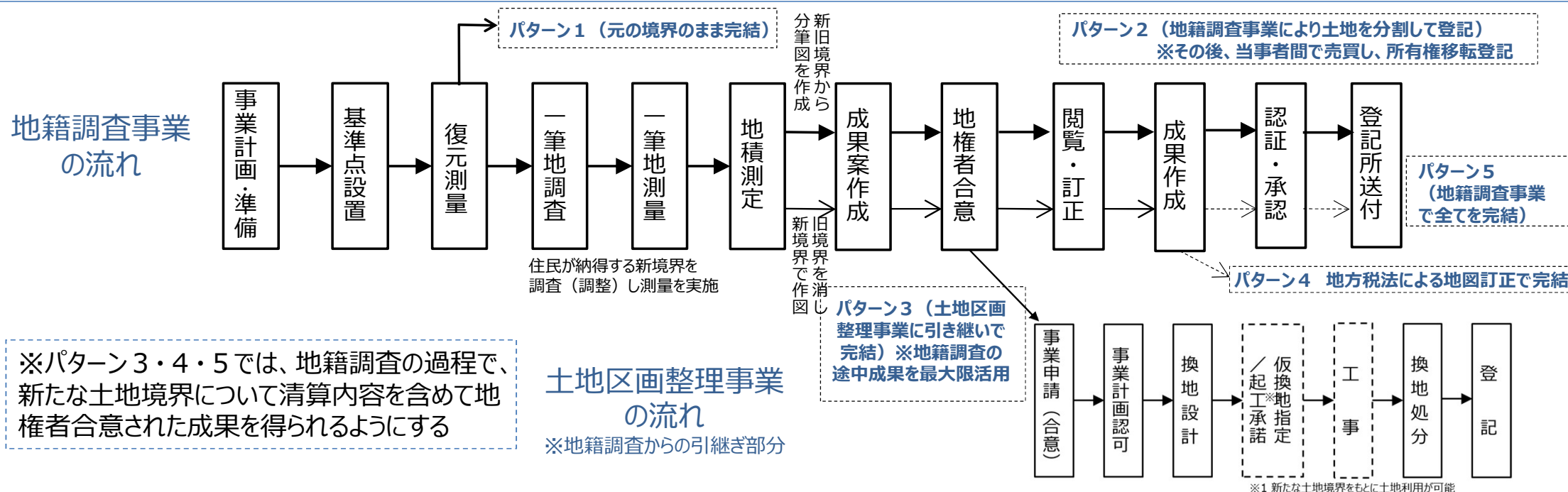
土地境界再確定加速化に向けた考え方(試案)



パターン1 地籍調査事業で境界を復元測量した結果 、小さなズレであるため「元の境界」で土地所有者同士が納得し、 元の境界に杭等を設置し対応完了 (再度の登記の必要なし)	パターン2 地籍調査事業により土地を分割して登記 (所有権はそのまま)し、その後、 売買による所有権移転手続きに引継ぎ 、 登記料・税負担免除 など所有者負担の軽減措置を講じつつ、 登記完了	パターン3 地籍調査事業の成果 (清算内容含め地権者合意済み)を 土地区画整理事業に引継ぎ 、土地区画整理にかかる設計費等の 市町負担軽減措置 を講じつつ、 登記完了	パターン4 地籍調査事業の成果 (清算内容含め地権者合意済み)を 地方税法381条7項の地図修正に引継ぎ 、 登記料・税負担免除等の所有者・市町の負担の軽減措置 を講じつつ、 登記完了
--	---	---	--

パターン5 ※制度改正が必要だが、市町から希望あり
 地籍調査事業の中で復元測量から換地処分・登記まで一貫して完了できる制度なら、被災市町負担が極めて軽く、助かる

地籍調査事業の負担割合
 国1/2,県1/4(1/20),市町1/4(1/20) (()は、特別交付税充当後の実質負担率)



令和 6 年能登半島地震で
液状化・側方流動被害を受けた土地の
境界再確定加速化に向けて

能登半島地震の影響により、かほく市、内灘町などでは、土地の側方流動が広範囲に発生した。これからの復旧・復興の前提となる土地境界の再確定を、被災者や被災自治体の負担を軽減しながら可能な限り早期に進めることが大きな課題である。

被災市町によれば、地籍調査だけで3～7年を要する見通しである中、石川県としては国に要望し、5月より、国・県・市町・専門家による「能登半島地震に伴う土地境界問題対策プロジェクトチーム」（以下、土地境界問題 PT）を組成いただき、議論を開始した。以下、地籍調査の短期集中実施と、その結果に基づく土地境界確定にかかる負担軽減・時間短縮に向けて要望する。

1 地籍調査の短期集中実施に必要な、発注者・受注者双方に対する人的支援

まず、自然体では3～7年を要する見込みである**地籍調査の短期集中実施に向けては、各市町で発注・管理業務を担う行政職員、土地家屋調査士、測量業者など、発注者・受注者双方の人員増員が必要になる見通し**である。

石川県としては、この7月1日より、まず要望のあった**内灘町に地籍調査に通じた県職員の派遣を始めた**ところであるが、**国からも、**

- ・市町に対する国職員の派遣
- ・民間の専門人材派遣に向けた業界への斡旋・調整

など、あらゆる支援を要望する。

2 土地境界確定にかかる負担軽減や時間短縮のための制度改正・財政的支援

土地境界の再確定を進める上で、要する時間の短縮や被災者や被災市町の負担軽減の観点から、以下の課題を認識している。

【土地境界の確定に向けた課題】

- ① 国土調査法による地籍調査では、筆界の確認は行いうるが、筆界の創設・清算処理までは行うことができない。
- ② 土地境界の再確定のためには、地籍調査の成果を踏まえ、土地所有者同士で分筆を交渉し、不動産登記法等に基づき売買・登記処理を行う必要があるが、登記手数料・登録免許税といった自己負担が被災した住民の側に発生してしまう。
- ③ 市町が一貫対応することで住民負担を軽減しようにも、過去の地籍調査で筆界を確認済みの場所については、地方税法 381 条 7 項に基づく市町村長の申出による登記修正（地図訂正）が行えない。
- ④ 未曾有の広範囲で側方流動被害が生じたため、地籍調査の成果をもとに土地区画整理を実施するとしても、広範囲・多数の区画で事業を同時並行で進めるには市町の費用負担・事務負担が極めて大きく、市町の限られたマンパワーで早期に事業を完了させることは現実的ではない。
- ⑤ 相対交渉であっても土地区画整理であっても、新たな境界に同意しない「不同意者がいる区画」で、交渉が長期化する等、進捗が遅れる恐れがある。

このような課題がある中、石川県では、被災地域の土地境界を早期に確定すべく、たとえば以下（１）から（５）のような手法を現地の実情に応じて組み合わせ、土地所有者や自治体の負担軽減措置を講じつつ、進めていく必要があるのではないかと考えている。

【具体的な手法】

- （１）地籍調査事業で境界を復元測量した結果、小さなズレであるため「元の境界」で土地所有者同士が納得し、元の境界に杭等を設置し対応完了（再度登記する必要なし）。
- （２）地籍調査事業により土地を分割して登記（所有権はそのまま）し、所有者間の相対売買による所有権移転手続きに引継ぎ、登記料・税負担免除等の所有者負担の軽減措置を講じつつ、登記する。
- （３）地籍調査事業の成果（一筆地測量等に基づき、清算内容含め

地権者合意済みの成果)を地方税法 381 条 7 項の地図修正に引継ぎ、登記料・税負担免除等の所有者・市町負担軽減措置を講じつつ、登記する。

(4) 地籍調査事業の成果(一筆地測量等に基づき、清算内容含め地権者合意済みの成果)を土地区画整理事業に引継ぎ、土地区画整理にかかる設計費等の市町負担軽減措置(下記パターン 5 の場合と同等の市町負担にする措置)を講じつつ、登記する。

(5) マンパワー不足に苦しむ被災市町負担を最大限軽減するため、上記(1)から(4)までのプロセスを、地籍調査事業の中で一貫して実施することも認める。

このため、国においては、

- ・ **土地所有者が分筆登記する際に発生する登記手数料や登録免許税の減免**
- ・ **市町が土地区画整理事業を実施する際の設計費等に対する財政的支援**
- ・ **地籍調査実施済み地域でも、地方税法 381 条 7 項に基づく地図訂正を認める制度改正**
- ・ **その他、土地の境界再確定の加速化に向けたあらゆる方法の検討と実行**

を講じるよう、要望する。

3 土地境界再確定を加速化するアクションプランの早期策定・実行

本年 5 月に国土交通省、法務省、石川県、被災市町、専門家で設置した**土地境界問題 PT**において、**土地境界確定の加速化と被災者・被災自治体の負担軽減に資する具体的な手法の協議を進め、PT としてのアクションプランを早期かつ段階的に策定し、共に実行に移すことを要望する。**

以上